

## 2 サービス分野を中心とした良好な雇用機会の創出等

802億円

### (1) サービス分野等における雇用機会の創出

- サービス分野等における雇用創出を実現するための取組の推進 (☆) 5億円
  - ・有識者、関係業界及び関係省庁代表者からなる「雇用創出企画委員会」(仮称)を開催するとともに、各地域に協議会を設置するなど、雇用創出を総合的に推進するための体制を整備する。
  - ・雇用創出が期待される分野ごとに、「サービス分野等に係る人材育成プロジェクト」を設け、業界団体等を活用して、今後求められる人材ニーズ等の把握等を行い、人材育成計画を策定し、同計画に基づき新規雇用創出に向けた官民連携した人材育成を推進する。

### (2) 中小企業・ベンチャー企業等に対する支援を通じた雇用機会の創出等 685億円

- 中小企業・ベンチャー企業等に対する利用しやすい創業等支援を通じた雇用機会の創出拡大 (再掲) 54億円

### (3) 都道府県との連携による良好な雇用機会の創出に向けた支援策の強化 103億円

- 国と都道府県が連携した地域雇用開発促進助成金の効果的発動 (再掲) 27億円
- 事業主団体を活用した地域求職活動援助事業の推進 56億円
  - 地域の実情に応じた雇用開発を促進するため、都道府県が策定する地域求職活動援助計画に沿って実施する事業主団体を活用した就職支援活動を推進する。

### (4) 雇用創出に向けた起業・創業支援

- 新分野等への事業展開に必要な相談援助、人材養成 4.2億円
  - 企業の新分野進出や労働者による起業・創業を支援するため、事業展開の方向性や必要な人材の確保、養成に関する相談援助を行うとともに、事業展開に必要な人材養成のための訓練コース開発・普及等を実施する。

### 3 労働市場の基盤整備

971億円

#### 民間活力の活用等によるマッチング機能の強化

542億円

##### ○ 官民連携した雇用関係情報の積極的提供等

6.5億円

労働力需給調整機能を強化するための労働市場の基盤整備として、しごと情報（求人・求職情報）ネット、労働市場情報ネット（職業情報データベース）の活用により、就職支援情報を積極的に提供する。

また、民間の職業紹介事業者との連携を図り、再就職支援体制の整備を進める。

##### ○ 民間の就職支援会社を活用する事業主への助成の実施

14億円

離職を余儀なくされる労働者について、民間の就職支援会社を活用して再就職を支援し、これを実現した事業主に対する助成を行う。

##### ○ 公共職業安定所のサービス提供体制の整備

62億円

求職者が自ら求人情報を検索・閲覧できる求人自己検索パソコンを公共職業安定所に整備するとともに、大都市圏就職サポートセンター等における休日・夜間を含めた職業紹介を推進する。

##### ○ 職業訓練と職業紹介との連携の強化

3.9億円

職業訓練受講者等の再就職を促進するため、全国の主要公共職業安定所に就職支援アドバイザーを配置し、公共職業能力開発施設との綿密な連携の下、求人開拓・職業相談等を実施する。

##### ○ 労働者派遣制度、職業紹介事業制度の検討

72百万円

労働者派遣制度及び職業紹介事業制度の実施状況について総合的な実態調査を行い、それを踏まえて、制度の見直しを検討する。

### 第3 人材大国の確立を目指した人材育成の推進

経済社会が大きく変貌し、技術革新が急速に進展する中で日本経済の再生を図るために柔軟で質の高い技術と能力を有する労働者を育成することが必要である。このため、知識・知恵を生み出す創造的人材が豊富に存在する人材大国の確立を目指した総合的な人材育成システムを構築する。

#### 1 人材大国を創造する先導的な取組の推進

104億円

##### (1) 人材大国の創造に向けた推進体制の整備

- 訓練コースの開発及び評価を行うための教育と連携した中央及び地域における協議会の設置等 11億円
  - ・産業界、大学協会、NPOの関係者からなる「人材大国創造総合会議」（仮称）を開催し、職業教育訓練機会の確保に向けた基本的な方針を策定する。
  - ・地域の産業界、大学（院）、NPOの関係者からなる「人材大国創造地域協議会」（仮称）を各都道府県において開催し、大学・大学院等を活用した社会人向け教育訓練コースの開発等を行うとともに、地域の職業訓練機関を総合的に活用するための具体的方針を確立する。

##### (2) 人材大国の創造を進めるための先導的な教育訓練の推進

93億円

- 大学・大学院、NPO等を活用した教育訓練機会の確保等 17億円
  - ・企業の多様なニーズに応じた人材を育成するため、大学・大学院やNPOを活用した訓練コースや新規・成長分野の訓練コースを設定、実施する。
  - ・企業発展に必要な新製品の開発等に当たる人材を育成するため、職業能力開発大学校と地域の理工系大学・大学院、企業系研究機関との密接な連携の下、高度な職業訓練コースを設定、実施する。

## 2 人材大国を支える職業能力開発の基盤整備

1,643億円

### (1) 多様な教育訓練機会の確保・創出

1,270億円

#### ○ I T化に係る多様な職業能力開発の推進

(対象者 70万人)

72億円

- ・ I Tに係る高度な人材の育成を推進するため、電子商取引に従事するホワイトカラー、先端的情報通信技術者、 I Tとものづくりを融合する分野の高度技術・技能者を育成するための職業訓練を開設する。
- ・ I T活用能力不足に起因する雇用ミスマッチの解消を図るため、民間機関を活用した職業訓練（対象者：離職者 20万人）、自習用端末や遠隔教育訓練システムを活用した能力習得支援（対象者： 50万人）を実施する。

#### ○ 中高年ホワイトカラー離職者等に対する総合的な職業能力開発プログラムの展開

(対象者 13万人)

118億円

中高年ホワイトカラー離職者の職業能力に起因するミスマッチを解消するため、職業安定機関と職業訓練機関が連携し、離職者に対するキャリア形成相談、高等教育機関やN P O、民間の企業団体等を活用した委託訓練、求人者の人材ニーズに応じたオーダーメイド型の訓練コースの機動的な編成、委託訓練受講者に対する巡回相談方式による就職指導等の一貫した支援システムを整備し、早期の再就職を支援する。

#### ○ 新規・成長分野等その他必要な職業訓練の着実な実施

575億円

- ・離職者、在職者を対象とした公共職業能力開発施設における職業訓練について、産業界の人材ニーズに即し、新規・成長分野等を重点に訓練コースの多様化、高度化を図りつつ、着実に実施する。
- ・公共職業能力開発施設において、土日・夜間の職業訓練コースを開講するとともに、入校時期を弾力化し、離職者等に対する職業訓練機会を拡充する。

### (2) キャリア形成（職業経験を通した能力形成）支援の推進

317億円

#### ○ キャリア・コンサルティング（キャリア形成相談）を担う高度な人材の育成の推進

70百万円

職業能力開発大学校等においてキャリア・コンサルタントの養成コース訓練を実施するとともに、より高度なキャリア・コンサルティングに係る訓練コースを開発する。

- 能力開発支援アドバイザーによるキャリア相談機能の強化 35億円  
キャリア形成に関する相談支援を行う能力開発支援アドバイザーを公共職業安定所等に配置して、能力開発プランの作成等きめ細かな相談援助を行う。

### (3) 適正な職業能力評価システムの整備 31億円

- 幅広い職種を対象とする包括的な職業能力評価制度の整備 2.9億円  
ホワイトカラー等職業能力評価制度の確立されていない職種について、知識・技能に加え判断力や行動特性を含めた総合的な労働者の職業能力評価のための基準の策定及び評価手法の開発を行い、業種・職種間の労働移動にも対応できる包括的な職業能力評価制度の整備を推進する。

## 3 人材大国を担う若年者の育成 162億円

### (1) 学校等と連携した早期職業意識啓発の推進 18億円

- 学校等と連携した早期職業意識啓発の推進 12億円  
高校、大学等と連携して、職業ガイダンスの実施や職業体験機会の提供等を通じ、早期の職業意識形成の促進を図る。
- 大学生等を対象とするインターンシップの拡大 6.2億円  
大学生等を対象とするインターンシップの拡大を図るため、経済団体と連携して、受入企業の開拓、受入企業情報の大学等への提供を行う。

### (2) 若年者の職業能力開発支援の強化 15億円

- 未就職卒業者に対する能力開発の支援 8.8億円  
高校、大学等を卒業した未就職者に対して、就職に必要な実務能力を付与するための職業訓練を民間教育訓練機関で実施し、早期就職の実現を図る。

### (3) 若年求職者に対する就職支援策の推進 116億円

- 学卒未就職者等に対する試行雇用の支援の推進 95億円  
学卒未就職者等の若年失業者に実践的な能力を付与するため、研修・訓練を組み込んだ短期間の試行雇用を実施する企業に対して支援を行う。

○ 不安定就労若年者を対象とした雇用安定促進事業の実施

3. 5億円

いわゆるフリーターといわれる不安定就労若年者のうち、安定した雇用を希望する者に対し、個別指導方式による就職支援を行うことにより、円滑な就職促進及び職場定着を図る。

## 第4 安心して子どもを産み育て、意欲を持って働く 社会環境の整備

少子化が急速に進展する中、我が国の社会を安定させ、経済を活力あるものにするためには、子どものしあわせを第一に考え、児童の健全育成を図るとともに、安心して子どもを産み育てることができ、また、女性がその能力を十分に発揮することができる社会環境を整備することが重要である。

このため、多様な子育てニーズに対応し、保育サービスや仕事と家庭の両立支援策等を拡充するための新エンゼルプランを積極的に推進して、子育て家庭を支援する。特に、保育所の待機児童ゼロ作戦の推進、放課後児童の受け入れ体制の整備等を重点的に進める。

母子家庭等については、その自立を総合的に支援することとし、併せて児童扶養手当制度の見直しを行う。また、児童虐待防止対策や配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）への対策を充実する。

さらに、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図る。

### 1 保育をはじめとする子育て支援対策の充実

7,036億円

#### (1) 保育所の待機児童ゼロ作戦の推進

316億円

##### ○ 保育所の受け入れ児童数の増大

298億円

待機児童ゼロ作戦を推進するため、保育所受け入れ児童数を約5万人増やす。特に需要の多い低年齢児（0～2歳児）の受け入れの増を図る。

また、これに対応した施設整備を行う。

##### ○ 送迎保育ステーションの整備

2.5億円

駅前等の利便性の高い場所に送迎保育ステーションを整備し、保育所への送迎サービスを実施する。送迎先の保育所の閉所後は、当該施設において集合型延長保育を行う。

##### ○ 駅前保育サービス提供施設等の整備

60百万円

駅前等の利便性の高い場所に、保育所、保育所分園、送迎保育ステーション、地域子育て支援センター等の保育サービス提供施設を整備する場合、必要な準備経費を助成する。

##### ○ 認可外保育施設の認可化の促進

1.3億円

一定の水準の質のサービスを提供する認可外保育施設が認可保育所に移行するに当たり、市町村が保育士を当該施設に派遣して保育内容の指導を行うなど、認可保育所への移行準備を支援する。

- 待機児童解消のための保育施策の推進等（☆） 1. 3億円
- ・待機児童ゼロ作戦の推進等時代のニーズに応えた保育施策を推進するため、待機児童解消のための先進的な保育施策の取組事例等を収集した資料集の作成、都道府県、市町村、保育所等による保育施策推進のための協議会の開催、認可外保育施設や保育士に関する広報啓発等を実施する。
  - ・主任児童委員に対して、保育や虐待の専門的研修を実施する。
  - ・保育施策等今後の子育て支援策等に関する基礎資料を得るため、子どもと親の置かれている状況や子育てに関する意識などの把握、分析等の調査研究を実施する。

#### **(2) 放課後児童の受入れ体制の整備**

○ 放課後児童クラブの拡充

大都市周辺部を中心に、放課後児童の受入れ体制を平成16年度までに全体として15,000か所とすることを目標に、国庫補助対象の放課後児童クラブを800か所増加させる。また、小規模クラブ（10人以上20人未満）について、その設置を促進するため、過疎地等の補助要件を撤廃する。さらに、学校週5日制に対応し、土日祝日も開設するクラブに対し補助を加算する。

10,000か所 → 10,800か所

#### **(3) 多様な保育サービスの提供**

○ 延長保育の推進

9,000か所 → 10,000か所

○ 休日保育の推進

200か所 → 450か所

#### **(4) 子育て家庭への支援の充実**

○ つどいの広場事業の創設

1. 4億円

公共施設内のスペースや商店街の空き店舗などの社会資源を活用し、育児に不安や悩みを抱える親などが気軽に集い交流できる場を提供するとともに、ボランティアによる相談等を実施する。

○ 地域子育て支援センターの整備

2,100か所 → 2,400か所

- 一時保育の推進  
2,500か所 → 3,500か所
- 小児救急医療体制の整備 13億円  
二次医療圏単位での小児救急医療体制の確保が困難な地域において、小児救急患者を広域で受け入れる「小児救急医療拠点病院」を新たに整備する。また、在宅当番医制事業における小児の初期救急対応のモデル的取組を推進する。(再掲)
- 周産期医療体制の整備 2.9億円  
周産期医療体制（母胎が危険な妊娠婦や低出生体重児に適切な医療を提供する医療体制）の整備を推進するとともに、不妊専門相談センターの充実を図るなど、出産を望む女性に対する医療面の支援を拡充する。  

周産期医療ネットワーク	20都道府県	→	28都道府県
不妊専門相談センター	30か所	→	36か所
- 小児科・産婦人科若手医師の育成 1億円  
医学生、研修医等の意識調査や、小児科・産婦人科の若手医師を取り巻く現状把握を行うとともに、その資質向上のための研修のあり方等について調査研究を行う。

## **2 仕事と家庭の両立支援対策の推進 104億円**

- 育児・介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備 93億円**
- ファミリー・サポート・センター事業の拡大 35億円  
地域の子育て支援機能を強化するため、子育て中の労働者や主婦等を会員として、地域における育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置を促進する。  
182か所 → 286か所（本部）
- 家庭にやさしい企業（ファミリー・フレンドリー企業）の一層の普及促進 26億円  
育児・介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備を図るため、育児両立支援奨励金（仮称）及び看護休暇制度導入奨励金（仮称）の創設、シンポジウムの開催、企業表彰の実施など「家庭にやさしい企業」の普及促進に総合的に取り組む。

### 3 児童虐待防止対策の充実

32億円

#### (1) 虐待の発生予防、早期発見・早期対応に向けた体制の充実

7.2億円

##### ○ つどいの広場事業の創設（再掲）

1.4億円

##### ○ 家庭訪問等身近な地域での支援事業の実施

2.5億円

児童相談所や児童家庭支援センターと連携する子ども家庭支援員制度を創設し、同支援員が軽度な被虐待経験等の問題を抱える家庭に対し、訪問などによる育児相談・支援等を行う。

また、児童家庭支援センターの設置要件を緩和し、市町村事業としてモデル的に実施する。

##### ○ 児童委員の虐待防止活動への取組の促進

91百万円

すべての児童委員を対象として、3年に1度の改選に当たり、虐待防止のための実践的な活動方法や技法等を習得するための研修会を開催し、児童委員活動の質の向上を図る。

##### ○ 一時保護所（児童相談所）の体制強化及び児童虐待対応機関の連携強化

56百万円

一時保護所（児童相談所）のうち一定規模以上のものに主任児童指導員を配置し、処遇の質の向上を図る。また、各地域において、児童相談所や保健所など児童虐待に関する機関が連携して対応するための独自のマニュアルを作成する。

#### (2) 児童の保護と保護者等への指導体制の充実

15億円

##### ○ 里親制度の充実

59百万円

被虐待児等に対する専門的な援助技術を持った専門里親（仮称）制度を創設する。専門里親に対し研修を実施し、専門的技能を持った専門里親に一定期間（2年以内）子どもの養育を委託することにより、早期の家庭復帰を目指す。

また、里親に対する養育相談や、一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）を行う里親支援事業を実施する。

##### ○ 被虐待児への個別対応職員の配置の拡充

7.4億円

虐待を受けて乳児院へ入所した乳児等ができるだけ早く家庭に帰し、家庭で適切な養育が受けられるよう、親等に対して育児指導・相談を専門的に行う職員を乳児院に配置する。

## 4 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）への対策の充実

12億円

- 婦人相談所の機能強化及び一時保護委託制度の創設 3. 3億円

婦人相談所において、休日・夜間の相談体制の強化を図る。また、一定の基準を満たす民間施設（民間シェルター）等に対し被害者の一時保護を委託する制度を創設するとともに、婦人相談所と福祉事務所や民間施設等との連絡会議を開催するなどの連携の強化を図る。

- 一時保護所（婦人相談所）及び婦人保護施設への心理療法担当職員の配置

66百万円

被害者への心のケア対策として、一時保護所（婦人相談所）や婦人保護施設に心理療法担当職員を配置する。

- 婦人相談所職員等への専門研修会の実施 2百万円

婦人相談所、婦人保護施設、福祉事務所等において被害者の相談等に従事する職員に対し、配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）に関する専門研修を行う。

## 5 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

17億円

### 女性の能力発揮促進のための積極的取組（ポジティブ・アクション）の推進

9. 9億円

- ポジティブ・アクション推進協議会の活動の拡充 17百万円

経営者団体と連携して、ポジティブ・アクションの取組を全国的に広く普及するため、地方における取組を強化することとし、都道府県レベルの地方推進協議会を設置する。

## 6 総合的な母子家庭等対策の推進

### ○ 母子家庭等の自立支援対策と児童扶養手当制度の見直し

2, 692億円

母子家庭等に対する介護人派遣事業や就労支援策等を充実するとともに、児童扶養手当制度については、就労等による収入の増加が総収入の増加につながるよう、所得額と手当額との関係や、所得の範囲について見直しを行う。

※ 総収入が181万円までは、手当を全額支給。

(月額42,370円、年額約51万円)

※ 総収入が181万円以上の場合には、手当を一部支給。

(就労等の収入が1万円増えるごとに、総収入が8,000円弱程度増加する  
よう、支給額を42,360円から10,000円まできめ細かく設定。)

また、母子家庭等の自立が一層促進されるよう、母子家庭等対策全般について見直し、  
次期通常国会に向けて法改正を検討する。

## 第5 健やかで安全な生活を送るための施策の推進

誰もが健やかな生活を送ることができる社会を目指す上で、肝硬変や肝がん等の原因となるC型肝炎等対策は喫緊の課題であり、各種健康診査等の場を活用して肝炎ウイルス検査を実施するとともに、肝臓病等に関する治療方法や治療薬の研究開発の促進、相談指導の充実による正しい知識の普及など、総合的なC型肝炎等対策を緊急に推進する。

また、生活習慣病を予防し、健やかな日常生活を送ることができるように、健康日本21を着実に推進するとともに、地域・職域の連携による総合的な健康づくり対策などの取組を推進する。

さらに、国民の安全、安心な食生活を確保するため、牛海绵状脳症（BSE）感染牛の肉が食用として流通することがないよう、と畜検査体制の整備に万全を期するとともに、遺伝子組換え食品のモニタリング検査体制の強化を図る。

### 1 C型肝炎等緊急総合対策の推進

60億円

#### (1) 現行の健康診査体制を活用した肝炎ウイルス検査等の実施

52億円

##### ○ 老人保健法に基づく基本健康診査等における肝炎ウイルス検査等の実施

49億円

- ・40歳から70歳までの老人保健法に基づく健康診査の受診者に対し、5歳刻みで節目検診を行い、5年間で全員に肝炎ウイルス検査等を実施する。なお、現に肝機能検査で要指導領域にある者等については、早期に二次検診として肝炎ウイルス検査を実施する。
- ・政府管掌健康保険等の生活習慣病予防健診においても、肝炎ウイルス検査を実施する。

##### ○ 保健所における肝炎ウイルス検査の実施

3.2億円

保健所において性感染症又はHIV抗体の検査を行う40歳以上の希望者に対し、肝炎ウイルス検査を行う。

#### (2) 肝炎等に関する総合的な研究の推進

##### ○ 肝臓病の治療方法、治療薬等の研究開発 (☆)

7.4億円

未だ十分な知見が確立していない肝炎ウイルスについてその病態や感染メカニズムの解明を進めるとともに、肝炎、肝硬変、肝がん等の予防及び治療法の研究を推進する。

**(3) 国民に対する普及啓発・相談指導の充実** 36百万円

**○ 肝炎に関する保健指導従事者研修等の実施** 27百万円

地域・職域を通じて、肝炎ウイルスの感染者に対する的確な保健指導及び肝炎に関する正しい情報提供を行うための研修事業等を実施する。

**2 心身ともに健やかな生活を支える取組** 1,792億円

**(1) 健康日本21の着実な推進** 961億円

**○ 健康日本21の普及啓発** 5.8億円

国民一人一人の健康づくりを推進するため、ホームページによる情報提供、全国大会や国際会議の開催、健康づくり支援者の養成等の普及啓発事業を実施する。

**○ 中間評価に向けた取組の推進** 4百万円

健康日本21の運動期間の中間年である2005年に中間評価を実施するため、評価手法の検討を行う。

**○ 生活習慣病対策の推進** 46億円

心臓病、高脂血症等の生活習慣病に関するホームページによる正しい知識の普及、糖尿病実態調査の実施、たばこやアルコール対策、食生活改善のための普及啓発等、各種生活習慣病対策を推進する。

**(2) 地域・職域を通じた健康づくり** 4.3億円

**○ 地域・職域を通じた健康づくりの推進** 96百万円

地域・職域で相互利用が可能となる総合的な健康情報管理システムを開発し、このシステムを活用して市町村が退職者の個別健康指導等を行うモデル事業を実施する。併せて、地域・職域の保健事業の共同実施や連携に必要な情報交換を行うための連携協議会の開催等を通じ、地域保健・職域保健の連携の推進方策を検討する。

**○ 職場におけるメンタルヘルス対策の推進** 3.4億円

仕事でストレスを感じる労働者や自殺者の増加への対策を効果的に推進するため、メンタルヘルス指針の普及・定着を図り、事業者等に対する支援を行うとともに、都道府県レベルでメンタルヘルス対策を推進するための連絡協議会の開催により、地域保健・職域保健の連携を図る。